

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

野田市水道料金等関連業務包括委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1. 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

野田市水道料金等関連業務包括委託

(2) 業務内容

野田市水道部お客様センターの運営、受付業務（窓口・電話・照会・相談・郵送等）、検針業務、開栓・閉栓業務、収納業務、給水装置工事申請窓口関連業務、電子計算処理業務等。

詳細は、別添「野田市水道料金等関連業務包括委託仕様書」及び「野田市水道料金等関連業務包括委託電子計算処理システム仕様書」を参照すること。

(3) 業務委託期間

契約の翌日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和9年3月31日までは、現在の業務を受託している者からの引き継ぎ期間とする。

(4) 業務委託の区域

野田市水道事業給水区域とする。

(5) 委託金額の上限（消費税抜き）

891,600千円

(注) この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものである。

2. 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 野田市入札参加資格業者名簿（業務委託）に登録されている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(3) 令第167条の4第2項の規定による本市の入札参加制限を受けていない者。

(4) 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。

- (5) 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (9) 過去10年以内に、給水人口15万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務、収納業務、滞納整理業務、給水装置関連業務及び電子計算処理業務を継続して3年以上の期間にわたって受託した実績があること。

3. プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、別添「野田市水道料金等関連業務包括委託公募型プロポーザル募集要項」を参照すること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

5. 支払方法

令和9年4月から令和14年3月までの60か月を毎月の業務完了後、均等払いとする。

6. 募集要項、仕様書等の配布

野田市水道部ホームページからダウンロードすること。

7. 問い合わせ

〒278-0031

野田市中根324番地

野田市水道部業務課

【電話】04-7124-5145

【FAX】04-7124-3362